

不利益処分の処分基準

処 分 名	障害児福祉手当及び特別障害者手当支給不正 利得 の徴収	
根拠法及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 24 条、第 26 条の 5	
所 管 部 課 名	福祉部 福祉課	
処 分 基 準	関係条項	なし
	基 準	次の条件への該当により処分を行うもの。 ・偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた事実があること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
	備 考	